旭川市立台場小学校　学校通信　第　８　号

台場っ子

令和６年１１月２９日

台場小学校の教育目標　かしこい子　やさしい子　たくましい子

みんなが輝く社会

校長　髙　島　伸　彦

いよいよ冬が来たなと思えばまた秋に逆戻り…。今年の季節の歩みは気まぐれのようです…。

１１月も終わりとなり，２学期の終了まであとわずかとなりました。この時期例年行っています，学校評価の一環としてのアンケート調査に御協力いただきありがとうございました。今後，この調査を含めた学校評価の結果を分析し，皆様にお知らせするとともに，次年度の本校の教育活動の推進に活かしていきたいと考えております。

さて，法務省の人権擁護機関では，１２月４日から１０日の１週間を「人権週間」と定めています。近年，「多様性」や「共生社会」といった言葉を耳にする機会が増えています。これらの言葉は，私たちが互いを理解し，尊重し合いながら生きるために大切な考え方を表しています。これとセットで語られる言葉が「人権」です。今年度本校では，この「人権」について，「CAPあさひかわ」より講師を招聘しPTAや３・４年生の児童を対象に「人権教育プログラム研修」を受講する機会を設けるなど，関係機関と連携して取り組んでいるところです。

子どもの人権については，国際的な枠組みとして「児童の権利に関する条約」があります。この条約では，すべての子どもたちがもつ基本的な権利として，生きる権利，育つ権利，守られる権利，参加する権利が明記されています。また，日本国内においても，子どもの人権を保障するための法令が整備されています。例えば，「児童福祉法」では，子どもたちが健全に育成されることを目的とし，必要な支援を行うことが定められています。「いじめ防止対策推進法」では，いじめを受けた子どもの人権を守るための取り組みが求められています。さらに，「児童虐待の防止等に関する法律」では，児童虐待の定義やその防止に向けた措置が規定されており，子どもたちが安全で健やかに成長できる環境を整えるために不可欠なものであり，私たち大人がその責任を果たすことが求められています。このような法律は，学校や家庭での教育活動においても重要な指針となります。

本校では今後も，あらゆる機会を通して，子どもたちが自分自身や他者の人権について理解を深めることができるよう努め，いじめや差別のない学校づくりを目指し，教職員一同が連携して取り組んでいきます。保護者の皆様にも，家庭での会話や日常生活の中で，友達との関係や学校生活での出来事について話し合うなど，子どもたちに人権について考える機会を提供していただければ幸いです。

私たち大人が子どもたちの人権を守り，育むために協力し合うことが大切です。今後も，子どもたちが安心して学び成長し「みんなが輝く社会」の作り手となれるよう御協力をお願いいたします！！

参観日＋ＰＴＡガラス拭き

２５日（月）は高学年，２６日（火）は低学年の参観日を行いました。授業参観後は，PTAの活動としてガラス拭きも行いました。１１月ということもあり，教室の内窓のみの活動となりました。外窓につきましては，次年度の温かい時期に折を見て実施することにします。この度は，御多用の中，たくさんの方に御参観，そしてガラス拭きに御協力いただき誠にありがとうございました。

１２月２日（月）から教育相談が始まります

１２月２日（月）から５日（木）まで，保護者の皆様と教育相談を行います。学校や家庭での様子を交流し，子どもたちのよさや頑張り，そして課題に対する取組の様子などを確認し，共通理解を図っていくことが主な目的です。教育相談を通じて，より一層の連携を深めていきます。

アンケートへのご協力ありがとうございました！

学校が地域と連携・協力して創意に富む教育活動を展開していくためには，学校が説明責任を果たし，地域から信頼される学校づくりを目指す必要があります。そのため，学校では「学校評価」を実施しています。今回行っていただいたアンケートはこの学校評価の一環です。学校評価は①職員による「自己評価」「学校行事の評価」②学校運営協議会委員の方と町内会長の方による「学校関係者評価」③児童，保護者による「児童自己評価」「保護者アンケート」の３つで構成されています。今後この貴重な御意見を分析し，よりよい学校づくりに活かしていきます。御協力いただき，大変ありがとうございました。

いじめの対応について

学校ではいじめの対応について，子どもたちからの訴え（アンケートを含む）があると，いじめ対策組織会議を行い，いじめとして認知するかを協議します。その際，いじめの定義に従って認知の判断をします。いじめの定義とは「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。以上を聞き取りなどで確認した後，いじめとして認知します。

認知後は，対処プランに基づき，見守り，声掛け，教育相談等を実施し，被害児童及び加害児童の指導や状況の共有をします。必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，民生委員，警察等の専門職や児童相談所等の関係機関と連携する場合もあります。

いじめの解消の判断は，①いじめ行為が止んでいる　②被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない，という状態が一定期間継続した場合にいじめが解消したと判断します。

御不明な点があれば，遠慮なく学校まで，お問い合わせください。　（学校電話　６１－４４０５）

「１２月」の行事予定

日	曜	おもな行事
２	月	街頭指導 教育相談（～５日（木））
６	金	クラブ活動⑩
９	月	朝会
１０	火	職員会議

日	曜	おもな行事
１３	金	委員会活動④
１６	月	諸費引落日　集団下校②
２０	金	クラブ活動（反省）⑪
２５	水	２学期終業式
２６	木	冬季休業（～１／１４）

※１２月２９日～１月３日までは学校閉庁日となります。